

さかいでまろのイラスト・写真利用の手引き

この手引きは、さかいでまろのイラスト・写真等の利用について、「坂出市さかいでまろイラストの使用に関する要綱」を補足するものです。

1. 以下に該当する場合使用申請は不要です。

- ① 会議資料等、当該組織内部での印刷物等に一時的に使用する場合。
ただし、外部に配布する場合や一般に広く目に入るような印刷物・看板等の場合は、申請が必要です。
- ② 個人が名刺・年賀状にイラストを使用する場合。
- ③ 個人がブログやSNSで楽しむ場合。ただし、さかいでまろになりすます行為又はさかいでまろのブログ等と誤認するおそれがある場合を除きます。
ただし、使用するときは「坂出市公認キャラクター さかいでまろ」と必ずイラストの近くに記載してください。

2. 以下の場合、坂出市およびさかいでまろのPRと認識することができる範囲において、使用していただくことができます。ただし、使用するときはイラストの近くに「坂出市公認キャラクター さかいでまろ 承認番号〇〇号」と必ず記載してください。

- ① 市内を拠点に活動する市民グループのユニフォーム等に使用する場合。
- ② 商品のラベル等に使用する場合。(食品・商品への利用は4参照)
- ③ 企業の広告に使用する場合。

ただし、さかいでまろに吹き出しを付けて固有名称や宣伝文句を言わせる、商品を持たせる、写真をかぶせる、指さしする等は特定の商品、利用者に対し市の推奨を与えると誤認されるおそれがあるので、認められません。

3. 坂出市以外の利用者が、商品・サービス・施設の名称に「さかいでまろ」を組み込んで使うことはできません。個別にご相談ください。

4. 食品への利用については、原則として以下の場合に限ります。

- ① 坂出市内で製造し、坂出市内で販売する食品。
- ② 坂出市内で製造し、坂出市内のほか坂出市外でも販売する食品。
- ③ 坂出市外で製造し、坂出市内で販売する食品。
- ④ 坂出市外で製造し、坂出市内および坂出市外でも販売する食品。

なお、坂出の特産の農林水産物を原材料として使用し、それを全面にPRしている食品等、PR効果が高いと認められる食品は製造・販売の場所が上記に該当しなくても使用を認める場合がありますので、ご相談ください。

利用しようとする食品の製造・販売にかかる関係書類の提出を求めることがあります。

食品には, 坂出市内で製造または販売している業者の所在地を必ず表示してください。

5. さかいでまろの実写の写真の利用については, 坂出市さかいでまろイラストの使用に関する要綱およびこの手引きの規定を原則として準用します。

6. この手引は, 平成26年6月23日から適用します。なお, 手引の内容は予告なく変更する場合があります。